

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 新庄村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.4%
全職員	74.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	86.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	106.0%
21～25年	-
16～20年	81.4%
11～15年	94.2%
6～10年	72.8%
1～5年	92.7%

【説明欄】

- ・ 2 (1) 役職段階別の割合において、表中の「本庁部局長・次長相当職」の職員は該当者なし、「本庁課長補佐相当職」は女性職員がいないため算出不可である。
- ・ 2 (2) 勤続年数別の割合において、表中の「36年以上」は該当者なし、「31年～35年」「21年～25年」は女性職員がいないため算出不可である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。